



平成 21 年 9 月 25 日

各 位

上場会社名 カメイ株式会社
代表者 代表取締役社長 亀井 文行
(コード番号 8037)
問合せ先責任者 管理部長 吉田 明弘
(TEL 022-264-6112)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 25 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の機能強化及び機動的な意思決定を目的に経営会議を設置し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項については、別途定める取締役会規程及び稟議規程に基づいて運用を図るとともに、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理体制構築のため、危機管理及びリスク管理に関する規程を整備するとともに、統括する組織を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に基づき経営に関する重要事項について適正かつ効率的な意思決定を行うとともに、業績管理を徹底し、経営管理の有効性等の監視、評価を行う。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌・権限等に関する規程を整備し運用する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理担当の取締役を選任し、関係会社を管理・指導する組織を設置する。また、定期的に関係会社の業績等に関する報告会を開催するとともに、グループ全体の法令遵守、リスク管理を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、内部監査部門の構成員の中から監査役の職務を補助すべき使用人を選任する。当該使用人は監査役より監査業務に必要な事項の調査を命ぜられた場合には、その命令に関して取締役及びその他の使用人の指示命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による不正行為、法令・定款に違反する行為を発見したとき、その他報告すべき事実が発生したときは、遅滞なく監査役会に報告する。監査役は取締役並びに内部監査部門と適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務を遂行できるよう整備する。

以 上